平成２１年（フ）第３７号
滋賀県彦根市平田町655番地１　103号
破産者　中條　和弘
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第５２００号
堺市北区常磐町１丁１番地２　浅香山グリーンマンション822号
破産者　キヤマ・喜山プラスチックこと　喜山　明廣
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１３１号
大阪府茨木市上郡１丁目３番28号
破産者　安松　吉信
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４１３号
兵庫県尼崎市富松町４丁目27番27号
破産者　小玉　芳樹
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４２４号
大阪府高槻市淀の原町27番３号
破産者　西田　英子
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８０８号
兵庫県宝塚市清荒神１丁目17番16号ボヌール清荒神201号
破産者　髙田　　久
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８６１号
大阪市大正区千島３丁目14番23号ベルメゾンＩＴＯ３Ｂ
破産者　森岡　光洋
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２９２号
大阪府東大阪市旭町21番３―326号、開始決定時の住所大阪府東大阪市末広町12番14号
破産者　吉田　育弘
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０２２号
大阪府松原市三宅中５丁目４番11号
破産者　嶋田　明実
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２７号
堺市東区野尻町405番地８
破産者　ディスプレイ　ローニンこと　福岡　肖一
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４３８号
堺市西区上野芝町５丁４番20号、前住所大阪府和泉市幸３丁目２番３号
破産者　朽木　朋之
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１４０５号
広島県廿日市市串戸３丁目12番13号、破産手続開始決定時の住所広島市西区庚午北１丁目11番23―201号
破産者　川添　浩伸
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３００号
福岡県中間市太賀４丁目14―８、開始決定時の住所北九州市戸畑区丸町３丁目９番18号
破産者　京極　広光
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１６６号
函館市富岡町２丁目59番21号
破産者　川村　雅樹
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第２８４号
茨城県坂東市弓田2446番地
破産者　逆井　　勇
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２２９号
横浜市鶴見区下野谷町１丁目18番地１　ラポール鶴見306
破産者　仲眞　重光
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６１５号
福井市成和１丁目607番地　南部マンション201号
破産者　小林一美子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
福井県丹生郡越前町小倉第77号21番地17
破産者　河瀬　憲治
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係